

ノナリト、述ハタルニ、従業員側ヨリ工賃清員制度以外ノ  
方法ヲ以テ難高ヲ打倒シ得サルヤ、ト望ミタルニ、現在ノ工  
賃ヨリニ削減ヲスルカ、ハ能率ニ於テニ削、増収ヲ計ルニ  
アラサレハ、經營不能ノ状態ナルヲ以テ、工賃請負制度ヲ実施  
セントスルモノニシテ、後テ現在従業員ノ内十人位ノ減員モ  
亦已ムナキヲ以テ、若シ良案アラハ、明示セラレ度ト、答ヘタ  
ルニ、従業員側ハ一應全従業員ニ諮リ回答スヘシ、ト答ヘ  
全三時三十分頃平穩裡ニ會見ヲ終了セリ

(2) 九月六日午後六時十分ヨリ工場事務所ニ於テ組合本部荒井  
従業員側君川外六名ハ、事業主ニ會見シ、従業員側ヨリ工賃請  
負制度取消ヲ要望シ、之ニ代ル更坐案下シテ、機械ト人工トノ  
調和ヲ計リ一切ノ雇傭関係ヲ委員制度トシ以テ能率ノ増進  
ヲ図リ此ノ難關ヲ切抜ケテハ如何ト提議シタルニ、事業主ハ  
一應考慮ノ要アリトテ更ニ再會ヲ約シ、今七時頃會見ヲ了リ

タリ  
(3) 九月九日午後七時事業主ハ、従業員代表勝倉外二名ヲ工場事  
務所ニ招致シ、従業員側ヨリ提案ニハ應ミ難キヲ以テ他ノ  
更坐案ヲ考慮セラレタリト述ハタルニ、従業員側ハ事業主ノ  
強硬態度ヲ見テ、交際の交渉ヲ為サズ一應工賃請負制度ヲ試  
験的ニ実施シ、後、双方了解ノ下ニ解決スルヨリ外ニ途ナシ  
ト妥協的言辭ヲ洩シ平穩裡ニ退去セリ

(4) 九月三十日午後七時事業主ハ、全従業員ヲ工場事務所ニ召集  
シ、工場經營困難ニ關タル為メ去ル二十五日本工場ヲ合資  
會社トシシ名称ヲ曰比那製糖場所ト變更シタル旨發表シ、尚  
左記七名ヲ別室ニ招キ新會社ノ方針トシテ先ツ以テ人員整  
理ヲ断行シ更坐案ヲ樹ツル事ニナリタルヲ以テ諸君等ハ此  
ノ隆會社ノ方針ニ基キ工場ヨリ勇退サレタリト申渡シ、以  
ルニ總聯合幹部諸川利治ハ、事業主ニ對シ突然經營改善ヲ要